

令和7年度東京都入札監視委員会 第1回制度部会

令和7年7月14日(月)

東京都都庁第一本庁舎南側 33階 特別会議室S2

【須藤契約調整担当部長】 これより令和7年度東京都入札監視委員会第1回制度部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤です。よろしくお願い申し上げます。

本日は、東京都の入札・契約制度についてご意見をいただきます。

委員の皆様には、それぞれ専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札・契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、4名の委員全員、オンラインによりご出席をいただいております。東京都の出席者につきましては、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、本日の議事進行役についてであります。堀田部会長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【須藤契約調整担当部長】 それでは、堀田部会長、よろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 はい。堀田でございます。

それでは、ご指名ですので、司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、皆様にご確認いただきたい内容がございますけれども、まず、本日の制度部会の議事内容ですけれども、こちら、東京都において検討過程に、現時点であるものについての事項がございます。この件につきましては、未成熟、不確定な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあるということで、当委員会、東京都入札監視委員会の委員会設置要綱第7条第4号及び第8条第6号に基づき非公開といたしたいと考えておりますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。それでは、特にご異論をいただいておりますので、本日の制度部会については、非公開とさせていただきます。

それでは、取材等の方いらっしゃいましたら、ご退席をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 大丈夫でございます。今日は記者の方、最初からいらっしゃらない様子です。

【堀田部会長】 そうですか。分かりました。

それでは、進めさせていただきます。

早速ですけれども、本日の議事進行とそれから資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長をしております、米倉と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第2号に基づく入札・契約制度の議題となっております。

議案は、「発注標準金額の見直しについて」でございます。発注標準金額について、近年の物価高騰等を踏まえた見直しの方向性についてご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、事前にお送りした資料について確認させていただきます。

本日の資料は、まず、A4縦の次第一式、こちらと、A4横の資料1が7枚でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、堀田部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、まず、議題「発注標準金額の見直しについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、ご説明申し上げます。

資料の1番、「発注標準金額の見直しについて」をご覧ください。

まず、初めに、発注標準金額とはということでご説明させていただきます。

東京都では、同規模の企業間での公平な競争を目的といたしまして、いわゆる等級格付というものを入札参加資格者に対して実施してございます。A等級とかB等級とかという格付を行ってございます。

あわせて、この等級格付の各等級に対応して、業種区分ごとに標準的な発注価格帯というのを作成いたしまして、こちらを発注標準金額として設定しているところでございます。これは、イメージといたしましては、下の表の各区分ごとの金額、こちらが発注標準金額となっております。

この発注標準金額を基に、発注以外の各種関連する制度につきましても金額を設定しています。例えば、予定価格の事前・事後公表、こちらの区分をするラインですとか、低入札調査をするのか、最低制限価格制度とするのかといったラインを決めております。

こちらの、それぞれにつきましては、下の表の赤い線、建築で言うと4.4億、土木3.5億、設備2.5億のラインで、それぞれの区分を決めているところでございます。

それから、局契約事務委任額、財務局で契約事務を行うか、局で契約事務を行うかの境目ですけれども、こちら、緑色の線で区分を決定してございます。こちらは標準金額とはびたり一致してはございませんけれども、A等級とB等級のほぼ中央にこちらの線を引

いていると、そういったような状況になってございます。

このように、発注標準金額を基に、関連する制度の金額も設定させていただいているところではございます。

次のページですけれども、こうした発注標準金額につきまして、近年の状況をご説明いたします。

前回見直した平成27年度に比べまして、この建設工事費デフレーター、これは国交省が作っている、建設工事にかかる費用の価格変動を把握する指標ですけれども、この指標を見ますと、平成27年度を100と置きますと、令和6年度で、暫定値ですが128.4となっております。約1.3倍になっているというところでして、近年、急激な物価高騰が見られるというところではございます。

続きまして、こうした発注標準金額に関連して、さらにその周辺の状況がどうなっているかということが、次のページになっております。

こちら、国における動向ですが、まず、発注標準金額の引上げ、上のところではございますけれども、国におきましても、工事費デフレーターが令和2年度から約1.14倍となっていることを踏まえまして、国の要領を改正して、発注標準を引き上げているところではございます。こちら、今年の4月1日から適用しているところではございます。

イメージといたしますと、右のグラフのようになっております。例えば、A等級のピンクのライン、7.2億円以上が、改正後は8.2億円以上をA等級とすると。このような見直しがされております。

下側ですけれども、あわせて、関連して少額随意契約、随意契約をしてもいい金額の上限値の引上げが行われております。企業物価指数が、前回、改正時から約1.6倍になっていることを踏まえまして、いわゆる予決令・地方自治法施行令を改正して、少額随意契約の金額の基準額を引き上げております。

右の表のように、例えば工事の場合、従前250万円を上限にしておりましたけれども、こちらを1.6倍、400万円に見直しております。東京都においても、こちらの少額随意契約金額の引上げに関しましては、今年の4月1日から改正の対応を行っているという状況ではございます。

次のページになりますが、仮に、こうした状況を踏まえて、発注標準金額を見直すとうなるかというのを、幾つか検証してございます。

まず、発注状況の経年変化を見ております。こちらの左側のグラフが、令和2年の各等級AからE等級の発注件数の割合になってございます。

こちらを経年で、令和3、令和4、令和5、令和6まで並べてありますけれども、こちらの割合をそれぞれ見ていきますと、高価格帯、色の濃い部分につきましては、徐々に割合が増加傾向にあるということが見てとれます。一方で色の薄いもの、DとかEとかにつきましては、割合が減少しているというような状況です。

こちらの発注標準金額を、仮に1.3倍した場合どうなるかというのを見たのが、一番

右のグラフになってございます。

そうしますと、高価格帯の割合は減少するという状況でして、例えばAとB足して、令和6年度は、49.7%でしたけれども、これを足したのが、43.9%に減少するということになります。ただ、全体としては、過年度の経年変化を踏まえると、大きな影響ではないのかなというふうには、事務局としては見ておるところでございます。

続きまして、発注標準金額の変更に伴う、発注件数の割合以外の影響も見ています。こちら側の、先ほど表でお示しいたしました、赤色の線を引いてある、予定価格を事後公表するか事前公表するか、この割合の変化を見ております。

下の表の上側が事後公表あるいは低入札価格調査制度をやっているもので、下側が事前公表あるいは最低制限価格をやっているものになります。この割合が、平成30年度では約8.1%に対して、現状では9.9%まで上昇しています。

これを発注標準金額の見直しに併せて引き上げた場合にどうなるかを見たものが、一番右の列になります。令和6年度、1.3倍となっているところですが、こちらの事後公表の割合が、7.6%とやや減少するという状況になってございます。全体としては、大きな変動ではないのかなというふうに見ておるところでございます。

それから、各局への契約事務の委任額の変更に伴う影響についても下のほうで見ております。

これまでは、財務局契約の割合は約23%、それに対して各局の契約の割合が約77%というところでしたけれども、こちら右の列のように、発注標準金額を引き上げる場合、各局契約の割合は、やや増加し、財務局契約の割合が23%から20.3%に若干変動します。

この辺につきまして、最後にまとめているところが次のページです。

まず、発注件数の影響です。それにつきましては、発注標準金額の変更に伴う、高価格帯の割合は減少しますが、近年の高価格帯の変動割合の推移、こうしたものを踏まえると、大きな変化とまでは言えないのではないかと考えております。

それから、予定価格の事後公表・事前公表、あるいは低入札調査制度・最低制限価格制度に対する金額変更の影響も限定的なのかなと思っております。

ちなみにですけれども、低入札価格・最低制限価格調査につきましては、そもそも東京都の低入札価格調査制度が、厳格に運用していることを踏まえますと、事業者から見て、どちらにせよ厳しい制度という意味では、大きな影響があるものとは見られないのではないかと推測しておるところでございます。

それから、3点目ですけれど、各局の契約事務委任金額の変更による影響ですが、こちら業務上の影響は許容の範囲なのかなと思っております。

また、あわせて、こちらは事業者の方から見ますと、都庁内部の業務区分の分けの話にしかすぎないという側面もありますので、事業者から見れば、なお、影響というものは少ないというふうには考えられるのではないかとこのように思っております。

以上、仮に標準金額を引き上げた場合の影響について確認したところでございます。

下側で、検討の方向性とあるところで、今後の進め方を記載させていただいております。

今回は、発注標準金額の見直しを全業種まとめてシミュレーションといたしますか、影響を見ているところでございます。今後、この影響につきまして、例えば、建築・土木・設備の区分ごとに、受注機会、発注件数等への割合ですとか、関連する諸制度の影響について見ていきたいなと思っております。

本日は、そこまで至りませんが、次回の制度部会の際には、こうした分析結果を踏まえた制度の改正案について提示させていただけたらと思っております。

以上、簡単になりますが、説明は以上になります。

【堀田部会長】 はい、ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

【原澤委員】 では、原澤からよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いします。

【原澤委員】 ご説明ありがとうございました。

物価が変わり工事費デフレーターも変わっているということなので、発注標準金額を見直すことには合理性があると考えます。

ただ、国交省も同じような取組をしているものの、国交省は令和2年度から5年間分の上昇である1.14倍を踏まえた変更であるのに対し、東京都は10年間見直しを行っていないことから10年間分の上昇1.3倍を踏まえた変更をしようとしており、国交省の見直しよりも与えるインパクトは大きいため慎重にやる必要があると思います。

工事費デフレーターが1.3倍だとしても、全ての企業の財務状態が10年前の1.3倍になっているわけではないと思いますし、発注標準金額を突然1.3倍にしてしまっ、全企業がこの変更についていけるのか心配です。

今回の発注標準金額の変更に伴ってA等級、B等級等の基準も見直すとなれば、それにより今まで入札できていた企業が入札できなくなる事例も出てくると思いますので、チャンスが増える企業もあればチャンスが減る企業も出てくることを踏まえ、等級の見直しについても考えていただければと思います。

変更により一番影響受けるのは受注する会社ですので、不公平感がないよう慎重に取り組んでいただければと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。

まず初めに、国が1.14倍という中で、指標はどうなのだという話ですけど、こちらにつきましても、今後、業種ごとの影響などを見ながら、その影響については、例えばバランスが崩れてないかとか、そこら辺については慎重に検討していきたいと思っております。

す。ご意見、ありがとうございます。

それから、等級格付のほうですけれども、こちら、1ページのほうに書いてある、この等級格付のことかと思えますけれども、こちらにつきましては、2年に1回、等級格付を見直すということで、今までやってきているところでございます。

ですので、現在は、令和7年、8年資格という形で、資格が格付を設定させていただいているところですので、こちらにつきましても、恐らくこの区分というのは、発注標準金額の変更に伴って、見直しを検討する必要があるのかなとは思っております。

そうした中で、受注者の企業の状況などから見て不合理が生じてないかということ、件数とか、そこら辺は確認していきたいなと思っております。

【原澤委員】 よろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

仲田委員、お願いいたします。

【仲田委員】 今、原澤さんがおっしゃった後半部分なのですが、私も全く同じ意見です。平成5年よりの価格高騰というのは、非常に大きい。

その価格帯の割合は、A等級が7ポイントぐらい増えていきますかね。A・B等級で7ポイント増。それから、C等級以下は反対に7ポイント減っています。C等級以下の入札参加者の縮小というのですかね、参加数が減ってしまうことは避けるべきではないかなと思っております。

今後の動向、十分注意しますけれども、やはりこれだけ値段が、価格が上がっている状況の中で、何らかの見直しは必要なのではないかなと私も思います。よろしくお願ひします。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。引き続き検討していきたいと思ひます。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

齊藤委員、お願ひいたします。

【齊藤委員】 ご説明ありがとうございます。

資料の2枚目を拝見しますと、平成3年度から平成11年度までの間に、88.9から89.3に、平成11年度から平成27年度の間に89.3が100.0に、現在は128.4になっているとのことですが、今回の見直しを経た後も、さらに物価が上がっていく可能性があります。次はどういったタイミングでこの基準を変更しようと考えているのかを伺えればと存じます。よろしくお願ひします。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。ご質問ありがとうございます。

現状で、今回、変えようと思ひましたのは、この近年の急激な物価高騰というのを見ながら、その影響が出ているのかなというところで、見直しを検討させていただいているところでございます。

将来にわたっても、このような動向が続くのか、あるいはまた今度は、傾向が収まって高止まりの傾向になるのかは、場合によっては、下がるのかという可能性もなくはないとは思いますが、こうした状況を見ながら、その必要性を見ていきたいなと思っております。必要に応じてというところかなというふうに考えております。

【斉藤委員】 今の段階では、将来的に何らかの数値的な基準に基づいて見直すことは、考えていないということですね。

【米倉契約調整技術担当課長】 そうですね。例えば何%上がったから見直すというのをあらかじめ決めておくのは、なかなか難しいのかなと思っております。

例えば、同じ何%上がったというところでも、緩やかな上昇である場合ですとか、急激な上昇の場合、あるいは変動が著しい場合など、様々なケースがあるかと思っておりますので、その辺の、実際の状況も見ながら、個別に判断していくということがいいのかなというふうには思っております。

【斉藤委員】 はい、分かりました。ありがとうございました。

【堀田部会長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、私からも一つ質問させていただきたいのですが。先ほど、委員の先生方がおっしゃったことと、趣旨については同じなのですが。

質問は、かなり長い期間において、この見直しがされなかったということで、今回、大きく変える、等級が変わる可能性があるということなのではと思いますが。

例えばということなのですが、A等級とB等級のちょうど境目ぐらいの等級格付を得た者が仮にいて、そういった者が、これまではAランクの工事を取れていた企業が、これによって取れなくなってしまうというようなことというのが実際に起こり得るのか、どうなのか。これについて、今日じゃなくて結構なのではと思いますが、今後の検討で、そういった資料についても教えていただければと思います。

意味としては、結局、A等級の割合が、実際、増えてきているわけなのではと思いますが、それは、何を意味をしているのかということ、もしかすると単に、本当に物価が上がっただけということもあり得るのですが、もしかすると、これまでだとA等級に入れなかった、その仕事が取れなかった企業も、A等級の割合が拡大することによって取れている可能性もあると。

その場合はそういう、そのAの一番下の水準の工事について、そういうものばかり取れていて、A等級の上のほうの工事については全然取っていないという状況なのか、もしくはそうではなくて、A等級の企業が増えたので、そのA等級の企業の、何と申しますか、その市場が混ざっていて、A等級の下、比較的下の点数の企業でも、Aランクのマーケットが広がったことによって、いろいろと機会が増えていると。

仮に後者だとすると、また、AランクじゃなくてBランクになってしまうので、せっかく混ざった、そういう機会が失われてしまうという、そういうインパクトがあり得るかというふうな懸念を持ちました。

実態としてそういうことがなくて、実はAランクといっても、Aランク自体も大きくなっていて、その上と下ではもともと、もう取る企業が違うのだよということであれば、実質的な影響は小さいのかもしれないのですが、先ほど言った後者の状況であれば、そういう影響が、企業への影響があるかなということを懸念いたします。

これは、多分どういう企業が、等級格付の観点からどういう企業が、実際にどれぐらいのランクの工事を取って受注しているのか、各ランクの中での、どれぐらいのサイズの工事を取っているのかということの調査になるかと思うのですが、そういった少し市場のマーケットの調査も併せていただいた上で、こういった見直しの幅を決めていただくのがいいのかなというふうに感じました。いかがでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 はい。ご意見、ありがとうございます。

まず、大きく分けて2点あるのかなと思います。

1点目は、A等級の等級格付を行った方というのは、必ずA等級に入るかということかと思いますが、例えば、B等級にA等級の方は、直近下位の工事でも参加を受け付ける、入札参加を受け付ける運用を、実際にはしているところでございます。

また、例えばB等級の方も、直近上位、直近下位の工事、つまりB等級であれば、A等級とC等級の工事に対しても入札参加を受け付けるというような運用をしております。

必ずしも1対1対応ではなくて、少し幅を持った運用をしているという実態がありますので、そうしたことから、発注区分の割合というのは、ある程度そこで影響は緩和できるのではないかなというふうに思っております。

それから、もう1点目ですけれども、金額が、物価高騰がずっと続いてく中において、例えばA等級の工事というものの工事が、従前の工事規模のイメージよりも少し変わってくる。あるいはB等級だった方がA等級の下位のほうにこう移行してくるということは、十分考えられている、一つ、あり得ることかなと思っております。恐らく、そういった仕組みで実際にA等級の割合というのは、増えてきているのかなというふうに思います。

そのときに、例えば、A等級の下のほうに新しく引っ越してきた、移行してきた方と、もともとA等級を取っていたような非常に大規模な事業者の方がそれぞれどういう仕事を、A等級の中でもこういった案件を取って、あるいはすみ分けているのかですとか、そこは混在的に、もうミックスでもう分け隔てなくある意味競争しているのかというような質問かと思いますが、そこにつきましては、今後、分析させていただければと思っております。どういうやり方が、可能かもありますけれども、そういった観点から、どこまで確認できるか含めて、そういった先生のご意見を踏まえまして、確認させていただけたらと思います。

ご意見、ありがとうございました。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

【原澤委員】 では、原澤からもう1点。

【堀田部会長】 お願いします。

【原澤委員】 事前公表・事後公表の境界線ですが、平成27年当時は、事前公表を採用していたものを、法律上は事後公表が原則であることから、8年前の入札契約制度改革で原則事後公表に変更したと記憶しております。

入札契約改革では、当初、もっと事後公表の範囲を広げようとしたものの、現実問題としては入札準備に手間もかかることから、低金額の工事にハードルを課すのは企業に負担であろうということで一部事前公表を採用したと記憶しています。

このような経緯を踏まえると、果たして事前公表・事後公表の境界線を1.3倍に上げてしまっているのか、1.3倍にしてしまうと事前公表をメインにしていた時代に戻ってしまう感じがあるので、あくまでも法律上は事後公表が原則であるということを念頭に置いて、事前公表・事後公表の境界線を検討していただければと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ありがとうございます。

恐らくこういった、基本的に予定価格は事後公表という制度に変えたのは、平成30年度頃の、いわゆる東京都における入札・契約制度改革が行われた時期かと思っておりますので、それ以後、東京都では事後公表を原則としつつも、一部の案件では事前公表をミックスするというような運用をさせていただいているところでございます。

国においては事後公表ということなのですが、地方自治体においては、先ほど先生がおっしゃったとおり、事業者への負担などを考慮して、一部、事前公表とさせていただいているところでございます。

こうした線引きをどこに置くかというところを、今後の件数の比較ですとか、業種ごとの状況なんかを見ながら考えていきたいなと思っております。

ご意見、ありがとうございます。

【原澤委員】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】 はい、ありがとうございます。

それではこちら、これからの検討の方向性ということですので、ただいま出されたご意見、ご質問等を踏まえて、事務局のほうで検討を進めていただければというふうに思います。

その上で、その内容を再度、こちらの制度部会にお諮りいただくということで進めさせていただければと思いますけれども、そちらで、委員の皆様からご了解いただけますでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただければと思います。

こちらで、本日の議案は終了となりますけれども、こちらを含めて、全体を通して何かご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(なし)

【堀田部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、本日予定されておりました議事、こちらで全て終了になります。事務局に進行をお返しいたします。

【須藤契約調整担当部長】 堀田部会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、様々な角度からご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見踏まえまして、制度設計の検討を引き続き進めてまいります。

最後になりますが、仲田委員、原澤委員が、令和7年8月30日をもって任期満了でご退任となります。予定では本日の部会が最後となりますので、仲田委員、原澤委員より、恐縮ですが、ご挨拶をいただければと存じます。

それでは、初めに仲田委員、お願いできますでしょうか。

【仲田委員】 はい。私、2017年の8月から8年間ですかね、制度部会の委員を担わさせていただいたわけです。

競争環境を整備するとか、その結果担い手を獲得するとか、品質確保とか、効率性追求というのですかね、一時はワイズスペンディングなんていう言葉がありましたけども、これに向かって、少しは貢献できたかなと思います。

皆様に大変お世話になり、ありがとうございました。

特に、入札・契約制度改革のその実施状況ですか、調査だとか、あるいは業界団体との意見交換会ですかね、こういった、いわゆる我々の活動の透明性というか、あるいは見える化というのですか、そういうものに大きく貢献してきたということで、事務局に対しては、大変感謝いたしております。

結果として、入札参加者が増えたとか、あるいは混合入札によって、中小企業の受注機会が増えたのだとかいう実績が示されたと思うのですが、残念ながら、一昨年辺りから、物価高騰とか人材不足、あるいは技術者不足があつて、入札環境が大きく変わってしまいました。

その結果、入札参加者が少なくなっているとか、1者入札が多くなっているとか、あるいは落札率が上方にシフトしているとか、そういう事態が発生して、その対応に、いろんな対応で、解決すべく取り組んできたということだと思います。

今後も、環境の変化に対応して、不断の努力というのですか、継続的な改革をお願いしたいなと思っております。

長い間、ありがとうございました。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。

それでは、原澤委員、お願いいたします。

【原澤委員】 私も、仲田委員と同じ8年前の東京都入札契約制度改革で入札監視委員の人数を増やしたときに就任させていただきました。

制度部会の委員として制度改革に携われたことは、非常に自分の勉強にもなりました。当時、四つの柱として、「予定価格の事後公表」、「JV（共同企業体）結成義務の撤廃、混合入札の導入」、「1者入札の中止」、「低入札価格調査制度の適用範囲拡大」が検討されましたが、そのときにいろいろ検討をしたおかげで、今行われわれている議論においても、問題点のイメージが湧くようになったので、制度改革に携われたことは、とてもありがたかったと思っております。

この8年間で、皆さんの努力もあって施工時期の平準化が進むようになっていたり、債務負担行為が使われるようになっていたり、当時の問題点が解消されてきたことを思うと感無量ですし、その改善過程を間近で見られて、本当によかったと思っております。

制度改革は、今日のこの議題もそうですけれども、1回変わったらおしまいというものではなくて、総合評価の中身も変えたり、標準金額を見直したりと、時代のニーズに応じてその都度行っていかなければならないものだと思います。

東京都の職員の方から遅い時間にメールが来たりするのを見ると、本当に大変なお仕事だと思いますので、皆さん、お体に気をつけて、これからも頑張ってくださいと思います。

本当に8年間、良い経験をさせていただきました。お世話になりました。ありがとうございました。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。

仲田委員、原澤委員には、平成29年8月から8年間、委員を務めていただき、その間、貴重なご意見をいただきました。改めてお礼申し上げます。

堀田部会長、斉藤委員には、引き続きご協力をいただくこととなりますが、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

—了—